

金融円滑化への取組みについて

当組合は、開業医や勤務医の先生方に必要な資金を安定的に供給し、地域医療の発展に貢献することを基本理念としております。今般の「中小企業等金融円滑化法」の制定の趣旨を踏まえ、以下の方針に基づき、金融円滑化の一層の推進に取り組んでまいります。

1. 金融円滑化に関する取組み方針

- (1) お客様からの融資申し込みについては、お客様の特性及びその事業の状況を勘案しつつ、できる限り積極的に対応いたします。
- (2) 事業資金や住宅資金をご利用のお客様より、返済条件の変更等に関する申込み・相談があった場合には、お客様の状況を十分に踏まえ、できる限り必要な措置を取るよう努めます。
- (3) 他の金融機関から借入を行っているお客様より、返済条件の変更等の申込み・相談があった場合には、お客様の同意を前提に、守秘義務に留意しつつ、できる限り他の金融機関と緊密な連携を取り対応いたします。
- (4) お客様の経営状況を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みを行うため、役職員は目利き能力の向上に努めます。
- (5) 事業資金や住宅資金をご利用のお客様よりの返済条件の変更等の申込みに対して条件変更を実施した場合には、その後のお客様の経営状況の把握に努めるとともに、経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的な経営改善支援に努めます。
- (6) お客様からの返済条件の変更等に関する申込み・相談に対しては、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めます。
また、お客様のライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めます。

2. 金融円滑化の実施に向けた態勢整備

- (1) 当組合は、金融円滑化を実効性あるものとするために、内部管理規程を制定するとともに、組織体制を整備し、お客様の視点に立った、業務運営の維持・向上に継続的に取り組みます。
- (2) お客様からの返済条件の変更等の申込み・相談窓口を設置し、ご相談に応じます。

3. 中小企業等金融円滑化法に基づく開示

中小企業等金融円滑化法に基づき、返済条件の変更等の申込み、実行等の実施状況を半期（3月末、9月末）毎に、それぞれ期末日より45日以内に開示いたします。

なお、お客様からの返済条件の変更等に関するご相談は、当組合の店頭ほか、次のお問い合わせ窓口までお申出ください。

〔お問い合わせ窓口〕

融資係 ご相談担当 電話番号 076-239-0126
担当者 蛭川、宮川

石川県医師信用組合